

Title	上海両と上海の通貨
Sub Title	
Author	池田, 龍蔵
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.11 (1920. 11) ,p.1599(97)- 1606(104)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19201101-0097">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19201101-0097</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

## ●謹告塾員諸君

例年の通り本塾々員名簿印刷可致候に付御氏名、御職業、原籍、現住所、電話番號等詳細に御通知被成下度御願申上候右は先般來御照合致居候も現住所不明の爲め御問合致兼候向も有之候間以誌上得貴意候 敬具

追て名簿御入用の向は前金にて豫約御申込被下度壹冊郵税共金七拾壹錢に候

大正九年十一月

慶應義塾々監局

振替貯金口座東京壹八貳〇四番

## 雜 錄

### 『上海兩と上海の通貨』

池田 龍 藏

幾多熱心なる幣制改革論者の努力ありしに拘らず支那には一の統一せる通貨と稱すべきものなく銅錢の事は今姑く措くも全國皆銀を以て通貨の基礎となすの制度なり否寧ろ幣制を缺くと云ふを妥當とするの現状にして常に外國貿易上不利の立場に在るを免れざるなり。

去り乍ら本稿の目的は支那の通貨の錯雜せる點及び缺陷を一般的に論評するに非ずして支那の商業の中心地たる上海に於ける價值の尺度たり交換の媒介物たる通貨の現状を検討し説明せんとするにあり。

支那の重量單位たる「兩」は各省皆異り時としては異なる名稱及重量の「兩」が同一都市に於て同時に使用せらるゝ事ありて支那に行はるゝ兩の計算の總てを舉記する事は到底不可能なるべし。

歐洲諸國の銀行業者貿易業者及び研究者にとりて支那の交易上の主要單位たる「上海兩」は頗る興味ある問題たるべきを信するが故に本問題の解説上必要なる場合の外は他の種の兩に言及せず主として上海兩に就き述ぶる所あらんとす、然らば上海兩とは如何

上海兩とは所謂通貨兩 Currency Tael の事にして一の貨幣單位たるも單に計算上の貨幣たるに止る、銀を以て交易の一手段となす上海に於ては通貨兩は米又は茶の一定重量の價值を表示すると同時に慣習上價值の尺度としての銀の一定量の値打を表示すると雖も上海兩は決して鑄

貨に非ず且又一定の重量にも非ず即ち貨物の市價は通貨兩にて表示せらるゝなり。

上海に於て使用せらるゝ重量兩は曹平兩にして五六五・六九七トロイグレーション即ち一・一七八五トロイオンスに當り金銀其他の總ての貨物を計量するに使用せらる但し銀の棒(銀條)のみは廣東兩を以て計量す。

上海に於て廣東兩を用ゆるは銀條の場合に限るものにして五七九・八四グレーション即ち一・二〇八オンスに當る。

故に吾人は前記上海に於ける三種の兩に就きて其の相互の關係を説述すべし。  
乍併、その前に上海に於て銀が交換の媒介物として使用せらるゝ形式に付て簡單に言及するの要あるべし上海に於ては主として墨銀及馬蹄銀の二種流通す(附録参照)墨銀は第一號クリーン弗 No. 1. Clean Dollars を除くの外は重量に

に換算する場合よりも實價低廉なりとす。

銀價の算出の場合には支那の購買者は次の如き方法を用ふ即ち送狀面に現實に記載せられたるトロイオンスの重量を以て正確なるものとし一〇〇トロイオンスに付き八二・七八廣東兩なる確定率にて換算す故に一廣東兩を五七九・八五グレーションと看做す譯にして實際の換算重量たる五七九・八四グレーションを探らざるなり此の場合に於て購買者は前者に依る爲め換算上茲に些少の値鞘を生ず斯くして得たる廣東兩を更に一〇〇廣東兩に付き一〇二・四曹平兩として曹平兩に換算す、此の際に於ける廣東兩は五七九・二七グレーションと做し實際の五七九・八四グレーションと爲さざるを以て購買者には第二回の値鞘を生ず故に銀條を購入する時には廣東兩の重量増加するも該廣東兩を曹平兩に換算するに當つては却つて輕減を見る然れども此の兩者の増減は

依りて通用するものにして墨銀に就ては周知の事實なるが故に絮説を用ひず馬蹄銀は靴 Shoes と呼ばるゝ珍奇なる形の銀塊にして(多分其の形支那婦人の靴に似たるより名付けられたるものなるべし)各重量及品位を異にしその面に地方分折所即ち公估局の證明に係る重量及び打歩(優差)を墨汁にて標記す馬蹄銀は大部分曹平兩五十兩乃至五十六兩にして品位は一般に九八〇乃至九八六なり。

上海に輸入せらるゝ銀條は一般に品位九九八なるが支那人は極めて保守的なるが故に若し同地に輸入せらるゝ銀にして品位九九八以下なる場合には比較的不利なる割合にて價格を低下せしむるも反之例令品位九九九なりとするも決して其の價格を引上げざるなり品位九九八の銀條の平均價格は一〇〇廣東兩の重要にて一一・一五通貨兩にして曹平兩を以て計量せる馬蹄銀

銀購買者の利害に大なる影響なきなり。

次に右の曹平兩の銀條を通貨兩の價格にて表示する場合には九三曹平兩の馬蹄銀を一〇〇上海兩の價格なりと見銀條に對しては更に一%の打歩を附す然るに馬蹄銀の品位は九八六を超ゆるもの稀にして銀條の品位は九九八なるを以て右の打歩を附したるのみにては不十分なり。

$$\text{かくの如く } 100 \text{ 曹平兩} = \frac{102.4}{93} \text{ 曹平兩} = 110.$$

106 上海兩換算 + 1% (= 1.101) = 111.207 兩換算  
測なるに實際に於ては一〇〇廣東兩に對して一一・一五上海通貨兩の平均價を支拂ふ。

今前記の如き鞘なきものとして計算すれば其の結果は

$$1 \text{ 廣東兩} = 579.84 \text{ グレーション} \text{ 或は } 1.208 \text{ トロイオンス} \\ \times 100 \text{ トロイオンス} = \frac{100}{1.208} = 82.781456 \text{ 兩}$$

$$\text{東兩} \frac{82.781455 \times 102.5}{93} + 1.012\% = 92.161 \text{ 兩}$$

貨兩(銀條 100 オンスに行き)

$$92.161 \text{ 通貨兩} \times 1.208 = 111.33 \text{ 通貨兩(銀條100}$$

廣東兩に行き)

にして一〇〇廣東兩は先きの一一一・一五通貨兩と異なるを見るべし。

右の計算を了したる後銀條は品位九八〇乃至九八六の馬蹄銀に鑄造せられ次で公估局に交付して各馬蹄銀に曹平兩を以て重量及び打歩を標記せしむ此の公估局なる制度は全く支那獨特のものなり公估局に於ては馬蹄銀を秤量して例へば之れを五四兩とし直ちに其の打歩を二・六五兩なりと定む、而して馬蹄銀の重量を斯くの如く計算するのみならず五〇兩を超過する毎に毎兩に對して〇・〇五兩の打歩を附するを以て右の場合に於ては其の追加打歩は〇・二〇兩となる。

る。

此の打歩なるものは馬蹄銀の重量と關係確定的に附加するものにして歩合の基礎に立ちて計算するものに非ざる事を記憶せば上述の計算の生ずる理由は直ちに説明すべきなり。

併し説明の便宜上假りに其の打歩を五・五%とせんに歐洲人は通常次の如く計算すべし。

$$\begin{aligned} \text{幣條の重量} &= 54 \text{ 兩} \\ \therefore 54 \times 5\frac{1}{2}\% &= 2.97 \text{ 兩} \end{aligned}$$

然るに支那人は次の如き計算法に據る。

$$50 \text{ 兩に對する打歩(例へば } 5\frac{1}{2}\%) = 2.75$$

$$\frac{54 \times 0.05}{0.02} = 2.95 \text{ 曹平兩}$$

即ち前者と大差なく些少の見積違たるに止る。

果して然らば前述來屢打歩なるものに言及したる當然の結果として打歩とは何を以て標準とするものなりやの疑問を生ずべし、公估局が一

の事實上又は假想上の標準よりして其の打歩を決定するを以て其の鑑定に就きて或る場合に於ては全然問題を惹起さざる事あるべきも時に論争を生ずるは數の免れざる所なるを知るべし純

良なる馬蹄銀の鑑定を希望する場合に打歩を付すべき品位の標準を九三〇とするか將又九三五とするかに依りて大なる開きを生ずるが故に此の難問に對して解決の道を與へざるべからず而して此の問題は嘗て馬蹄銀の多量の取引に際して經驗せられたる所に依りて解決せられたるが今之を説明すべし。

斯道の權威たるハットトに従へば品位九八〇の曹平兩九三五・四兩の銀は慣習上一〇〇〇上海兩(通貨兩)に相當するものとせらるゝが故に純銀九一六・六曹平兩は一〇〇〇上海通貨兩に等し銀條の換算の場合に例へば品位九八五・五の馬蹄銀九三兩を一〇〇通貨兩とするが故に九

一六・五一五兩が一〇〇〇上海通貨兩となるを以て以上の計算は確かに正確なり。

現今上海には馬蹄銀に關する一の商習慣存す其の起源は查として知るべからざるも此に従へば馬蹄銀九八兩(重量)を以て一〇〇上海通貨兩の債務を辨濟し得るものと定めたるものにして若し五四兩の重量を有する馬蹄銀を上海通貨兩に換算するには既に説明せる所により左の如き方法を以てすべし。

$$\frac{54 \text{ 兩(重量)} + 2.90 \text{ (打歩)}}{93 \text{ (慣習に依る)}} = 58.163 \text{ 上海兩}$$

故に品位九一六・六の銀の兩を慣習に従ひて九八を以て除すれば九三五・三七なる結果を生ず之れに依りて支那人が打歩を立つる標準は約九三五なることを演繹し得べきなり。

右の演繹の歸結を吟味する爲めに今上海より倫敦に輸出せられたる馬蹄銀の送狀の寫、倫敦

分析所表及計表書を示せば以下の如し。

上 海

1916年5月27日

派船ノバラ號積載倫敦宛輸送第1641號乃至

第1826號馬蹄銀即ち186箱に關する明細表

馬蹄銀 箱數	上海重 量兩	打步 兩	馬蹄銀の價值 (上海通貨兩)
31箱	1,860	93,240.64	5,045.30 100,219.77
31箱	1,860	93,068.82	5,058.95 100,130.38
31箱	1,860	92,965.68	5,045.50 100,011.42
31箱	1,860	92,879.92	5,070.40 99,949.30
31箱	1,860	93,005.05	5,047.55 100,053.70
31箱	1,860	92,984.97	5,057.50 100,043.34
186箱	11,160	558,145.08	30,325.20 600,479.90

此の輸出せられたる銀は倫敦に於て各一箱より見本として馬蹄銀三箇宛引出し各箱のもの一個宛取纏めて溶解して之を分析せり次に各箱より第二回目の一個宛を集めて溶解し第一回のも

のとは別に分析せり残りの各一個は前二回の品位の符合せざる場合の試験の用意として取除け置きたり其の分析の結果は品位九八六なりき故に若し上記の送狀に示されたる銀の總曹平兩に倫敦に於て分析せる結果たる品位數を乘じ右總曹平兩に打歩を加算したるものを以て除する時は此の打歩を算出せる基礎たる標準品位を確定する事を得べし即ち

$$558145.08 \times 0.986 = 0.93518$$

にして標準品位九三五の原則に適合するを見るべし又若し純銀九一六・六曹平兩を一〇〇〇上海通貨兩とし右曹平兩を五六五・六九トロイオンスとすれば一通貨兩の純銀量は一・〇八トロイオンスとなる更に千分の二の溶解差を控除する時は前掲送狀に記載せられたる銀塊の純分は六四七二四七・二六オンスとなる右の六四七二四七・二六オンスを送狀に示されたる六〇〇四

七九・九一上海通貨兩にて除して以て一上海通貨兩は純銀一・〇七七八オンスなる事を知る比較研究の爲めに先きに演繹し得たる千分の二を前記一上海通貨兩の純銀量に加算すれば次の如し。

$$1.0778 \times \frac{21556}{1.0799556} \text{ 即ち } 1.080 \text{ オンス}$$

更に詳細に研究するに支那の公估局にして九五より低位の即ち九三二を標準として打歩を附したりとせば上記の送狀に於て公估局は馬蹄銀各箇に對して更に高き打歩を附するを要す即ち其の結果として上例に示すが如く三〇三二五・二兩よりも重き重量を以て九八六の品位に該當するものと爲さざるべからず。

論議を論理的歸結に到達せしむる爲めに九三五を標準とする一上海通貨兩の純銀を約一・〇八オンスとしたるも今九三二の假想的標準に同

一の打歩を附するものとせば其の純分オンスは少しく減少し一・〇七七オンスとなる故に巨額の上海通貨兩の純分を見る場合には前者と後者とに依りて莫大なる差額を生ずべし。上述の計算の基礎に従へば一上海通貨兩は大約一・〇八オンスの純銀を表示し千分の二の溶解差を控除するも尙約一・〇七八オンスなりとす。

歐洲諸國に於けるが如き分析上の正確なる標準は支那人の附する打歩に對して期待する能はず且又一般の輸出馬蹄銀の總量が上掲の數字に等しきものにて其の換算の結果は常に必ずしも之と符合するものに非る事を吾人は強記せざるべからず故に馬蹄銀を船積する銀行業者は若干の開きの存するを止むを得ざる事とし銀の總純量を一上海通貨兩に付き最低限度一・〇七八オンスとして計算するなり。

同時に銀條を輸入する場合には一〇〇廣東兩・に付き一一・一上海通貨兩として計算す但し通常平均價格は一一・一・一五上海通貨兩なりとす。

品位八九八の墨銀(第一號クローン弗)の平均價格は一〇〇弗に對し七三上海通貨兩四分の一なり前記以外の打印付弗其の他各種の墨銀は重量或は其等の假想的溶解價值を基礎として計算したる少しく低廉なる價格を以て賣買せらる。

(倫敦銀行家雜誌一九二〇年五月號所載抄譯)

### 社會保險の賃銀に及ぼす影響 (上)

園 乾 治

我が國に於て社會保險の必要が提唱せらるゝ、

我が國に當て倣めることは出来ない。一例を擧げて云へば合衆國に於ては各州共獨立した法律を有するから、一の州に於て社會保險制度を有つて居ても、他の州で之を有たない場合もある。かゝる場合に於てはこの二州は同一國內にありながら、全く獨立した二個の國同様な關係に立つことになるのである。然しながら氏の議論は大體に於て我が國に於ても、之れを是認することが出来ると思ふ。

從來一般に信せらるゝところに據れば、保險制度を實施する結果は、必ず保險金の金額だけ賃銀の減少を來すものであるとせられてゐる。果してこの通説の云ふところは眞理であるかどうか、これに答ふるに先つて順序としてこの問題に關する見解には、如何なる種類があるかを檢して見やう。

さてこの問題には二個の見解が行れてゐる。

やうになつたのは餘り古いことではない。殊にこの制度が實施の氣運に向つたのは極く最近のことであつて、眞面目に勞働問題が研究せらるゝやうになつて、輿論の喚起に遭つた結果である。列國に比してその實施は遙かに後れて居るとは云ひながら、遠からず我が國に於ても社會保險制度が實施せらるゝことは、寔に慶賀すべきことであると思ふ。かゝる時に方つて社會保險と賃銀との關係を明かにすることは、その實施の効果を批判する上に必要であるのみならず、實施の方法に就いても暗示を受くる頗る重要な問題である。この一篇の起草にはその主たる材料を Robert Morse Woodbury の著した Social Insurance An Economic Analysis の第八章 Effect of Insurance upon Wages に得たのであるが、この著に於ては合衆國の特殊的國狀に立脚したる議論が多くあるから、凡てを直ちに

一説に據れば保險料を僱主が支拂ふとも、それは何等賃銀に影響を及ぼすものでないといふ。この説は疾病保險及び養老保險の保險料の内勞働者の負擔すべき部分を、法律を以て一定せんことを希望する人々の一般に主張するところである。また國立養老年金制度を設けんとする人々の提説となつてゐる。エル・ダブルユー・スクイアー L. W. Squier は現代の勞働者は「生存賃銀」Living wage をも享得しない者であるから、到底年金に加入して掛金を支拂ふことは不可能であると云つてゐる。またヒッツェ教授 Professor Hize は獨逸の保險制度を叙して「それは賃銀保障の一手段である。…賃銀は單に勞働者が活動する期間の必要に應ずべきものたるのみならず、少年時代の教育及び養育の費用、疾病、養老、勞働と關聯する凡ての生命、健康に對する事故に必要な資金を補充すべきもの